

「コロナ新事業展開対策融資」「伴走支援型特別融資」の信用保証料を最大ゼロに引き下げます

県は、新たに、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた県内中小企業者等を対象に、「コロナ新事業展開対策融資」「伴走支援型特別融資」の信用保証料補助を拡充し、中小企業者等が負担する信用保証料を最大ゼロとします。これらについては、令和3年7月1日からご利用いただけます。

1 「コロナ新事業展開対策融資」の信用保証料補助の拡充

信用保証料補助を拡充し、信用保証料を最大ゼロに引き下げます。

融資の概要

融資対象者	新型コロナウイルス感染症による事業活動への影響から脱却するため、事業計画書を作成し、新たな事業展開(事業転換、業態・業種の転換等)や事業の改善に取り組む中小企業者等 (次のいずれかの認定を受けた方) ① セーフティネット保証4号 ② 危機関連保証 ③ セーフティネット保証5号 (一定の要件を満たす方) ④ 一般保証
融資限度額	3,000万円(一部別枠)
融資期間	10年以内(据置期間2年以内を含む)
融資利率	年1.6%以内(固定金利)
信用保証	神奈川県信用保証協会の保証が必要 ① <u>0.5%→負担ゼロ</u> ② <u>0.4%→負担ゼロ</u> ③ <u>0.425%→負担ゼロ</u> ④ 0.225%~0.76%(現行と同じ)
その他	印紙税は非課税扱いになります。

※ 事業計画書の作成について、神奈川産業振興センターの助言を受けられますので、積極的にご活用ください。

2 「伴走支援型特別融資」の信用保証料補助の拡充

信用保証料補助を拡充し、信用保証料をゼロに引き下げます。

融資の概要

融資対象者	経営行動計画書を作成し、金融機関による継続的な伴走支援を受けながら経営改善に取り組む中小企業者等で、次のいずれかの認定を受けた方 ① セーフティネット保証4号（新型コロナウイルス感染症に係る） ② 危機関連保証（新型コロナウイルス感染症に係る） ③ セーフティネット保証5号（売上高等の減少率が15%以上のものに限る）
融資限度額	4,000万円（別枠）
融資期間	10年以内（据置期間5年以内を含む）
融資利率	年1.8%以内（固定金利）
信用保証	神奈川県信用保証協会の保証が必要 0.2%→負担ゼロ
その他	印紙税は非課税扱いになります。

※ 経営行動計画書の作成について、神奈川産業振興センターの助言を受けられますので、積極的にご活用ください。

3 融資のご相談

○制度融資取扱金融機関融資窓口

銀行：みずほ/三菱UFJ/三井住友/りそな/群馬/きらぼし/横浜/第四北越/山梨中央/
北陸/静岡/スルガ/阿波/SBJ/東日本/東京スター/神奈川/大光/静岡中央

信用金庫：横浜/かながわ/湘南/川崎/平塚/さがみ/中栄/中南/さわやか/芝/西武/城南/
世田谷/多摩/山梨

信用組合：ハナ/神奈川県医師/神奈川県歯科医師/横浜幸銀/横浜華銀/小田原第一/相愛

政府系金融機関：商工組合中央金庫

○県金融課金融相談窓口（電話 045-210-5695）（平日8時30分～17時15分）

4 事業計画書及び経営行動計画書の作成支援

神奈川産業振興センター（総合相談窓口）へ 045-633-5200（平日8時30分～17時15分）

問合せ先

神奈川県産業労働局中小企業部金融課

課長 三杉 電話 045-210-5670

融資グループ 加藤 電話 045-210-5677